省令

○総務省令第四十四号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官）	（企画官、調査官及び市場評価企画官）
第五十六条　事業政策課に、ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。	**第五十六条**　事業政策課に、企画官、調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。
2　ブロードバンド整備推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　企画官は、命を受けて、事業政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。
一　電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。	
二　事業政策課の所掌事務のうち、電気通信事業の用に供する線路を設置するための他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用に関すること。	
3　ブロードバンド整備推進室に、室長を置く。	［項を加える。］
4　調査官は、命を受けて、事業政策課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。	3　調査官は、命を受けて、事業政策課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。
5　市場評価企画官は、命を受けて、電気通信事業に係る市場の分析及び評価に関する重要事項についての企画及び立案を行う。	4　市場評価企画官は、命を受けて、電気通信事業に係る市場の分析及び評価に関する重要事項についての企画及び立案を行う。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の三ただし書の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	別表
一　イプロニダゾール	（新設）
二　（略）	一　（略）
三　（略）	二　（略）
四　（略）	三　（略）
五　（略）	四　（略）
六　（略）	五　（略）
七　（略）	六　（略）
八　（略）	七　（略）
九　（略）	八　（略）
十　（略）	九　（略）
十一　（略）	十　（略）
十二　（略）	十一　（略）
十三　（略）	十二　（略）
十四　（略）	十三　（略）
十五　（略）	十四　（略）
十六　（略）	十五　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年八月二十三日から施行する。